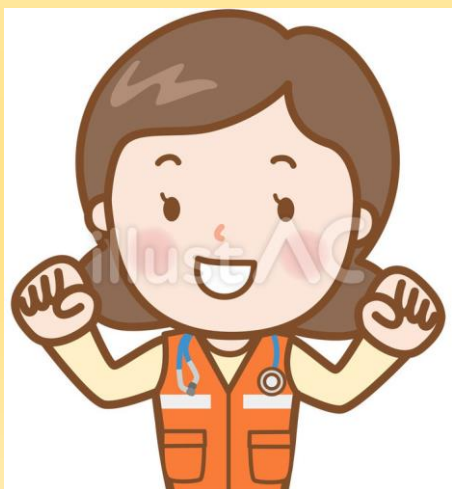


2024年4月から
災害支援ナース派遣体制が
新たな仕組みで運用が始まります



公益社団法人静岡県看護協会

より高まる看護へのニーズと 期待に応えるために

- 1995(平成7)年1月に発生した阪神・淡路大震災での看護協会と大学の連携により看護ボランティアの派遣調整を行ったことをきっかけに、組織的な災害時の看護支援活動を展開してきた
- その一方で、活動の位置づけの不明確さや、休暇を取得して活動していることが多い等の実態があり、看護職の安全を担保するため、日本看護協会では、新たな枠組みの構築に取り組んできた
- 2024(令和6)年度より、感染症法及び医療法の改正に伴い、都道府県知事の求めに応じて派遣される医療チームの仕組みが法定化された

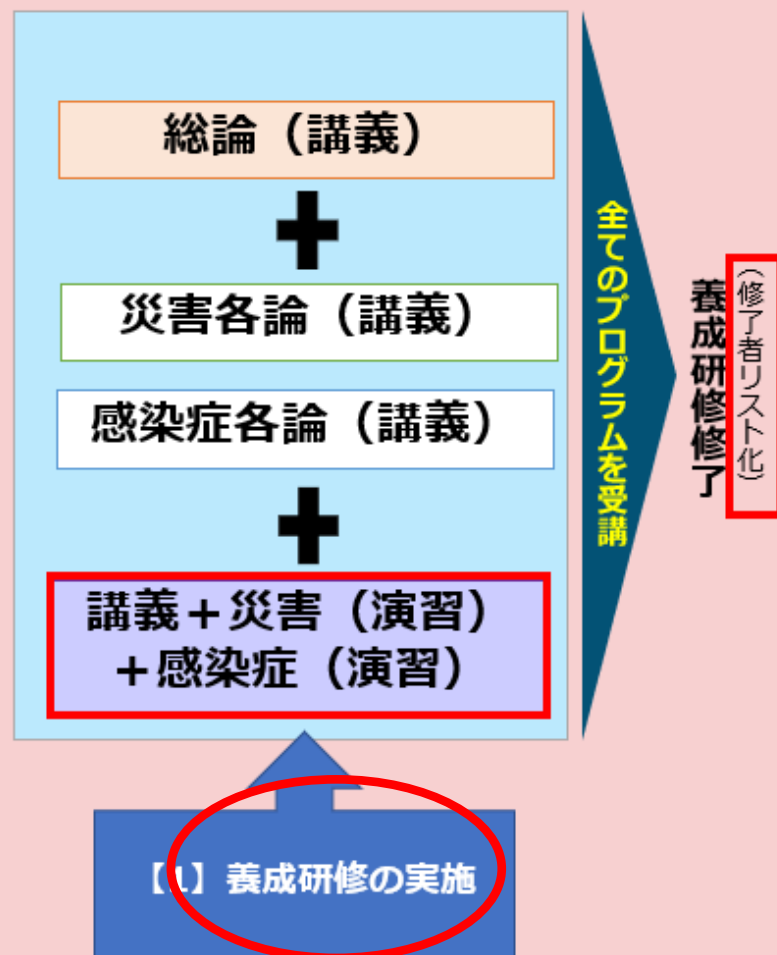


自然災害、感染症支援において

感染症法・医療法改正により、国は災害と感染症に対応できる看護職員の養成・派遣・確保を一体的な仕組みのもとで行うこととなった（2024年4月施行）
これを受けて日本看護協会は、従来までの日本看護協会主体で派遣調整を行う仕組みから転換して、国主導による新たな応援派遣体制を構築していくことになった。

自然災害、感染症支援に係る看護職の応援派遣体制の概要

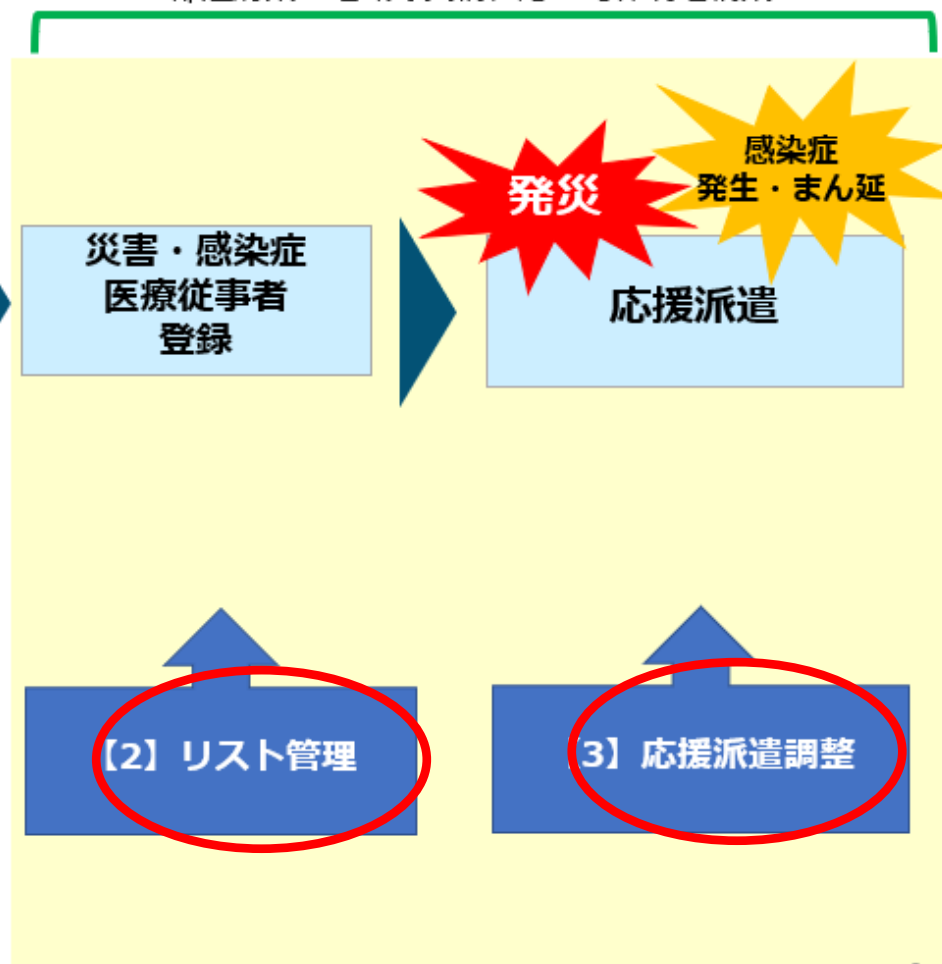
令和4年度第二次補正予算・令和5年度当初予算
新型コロナなど新興感染症等に係る
看護職員等確保事業（研修実施）



※災害と感染症について一体的なプログラムを提供

都道府県が、
登録や応援派遣に関する実務を
都道府県看護協会に委託可能

都道府県が地域の実情に応じて体制を構築



現行の仕組みからの主な変更点

【1】養成研修の実施

- 厚生労働大臣が研修を実施する
- ✓ 日本看護協会が国（厚生労働省）から委託を受け、災害支援ナース養成研修の企画を行う。また、オンデマンド研修を実施する
- ✓ 都道府県看護協会が日本看護協会から委託を受け、演習（集合研修）を実施する。また、養成研修修了者をリスト化し、都道府県及び日本看護協会に提供する

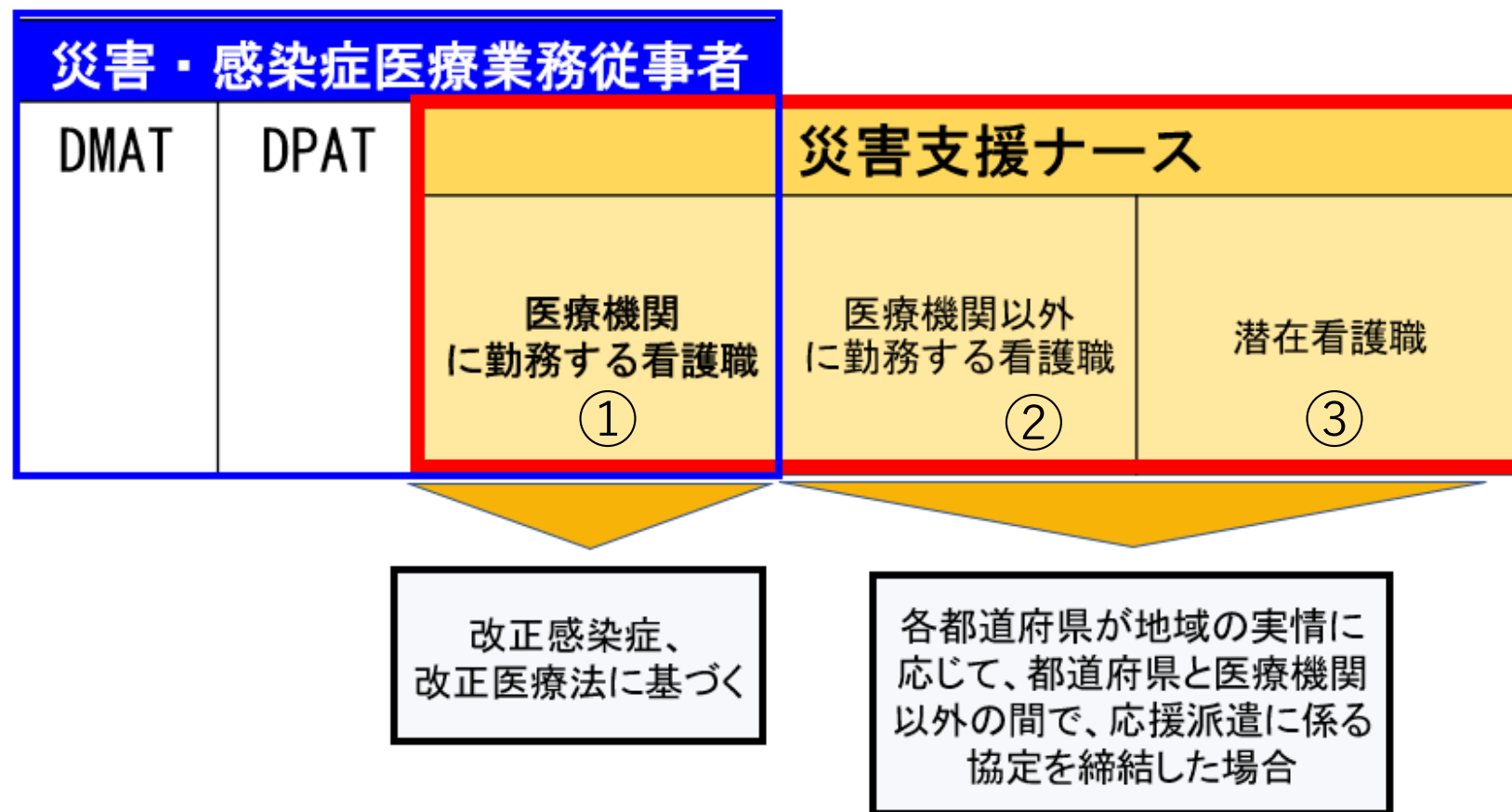
【2】リスト管理

- 厚生労働大臣が研修を修了した者を災害・感染症医療業務従事者として登録する
 - ✓ 都道府県が医療機関と看護職員の応援派遣も含めた協定を締結する。都道府県が養成研修修了者のリストから協定締結医療機関に勤務する者を「災害・感染症医療業務従事者」として登録する
 - ✓ 都道府県が協定締結医療機関・応援派遣可能看護職員のリストを整備する（更新を含む）
- ※都道府県は、都道府県看護協会等に登録に関する事務等の実務を委託できる

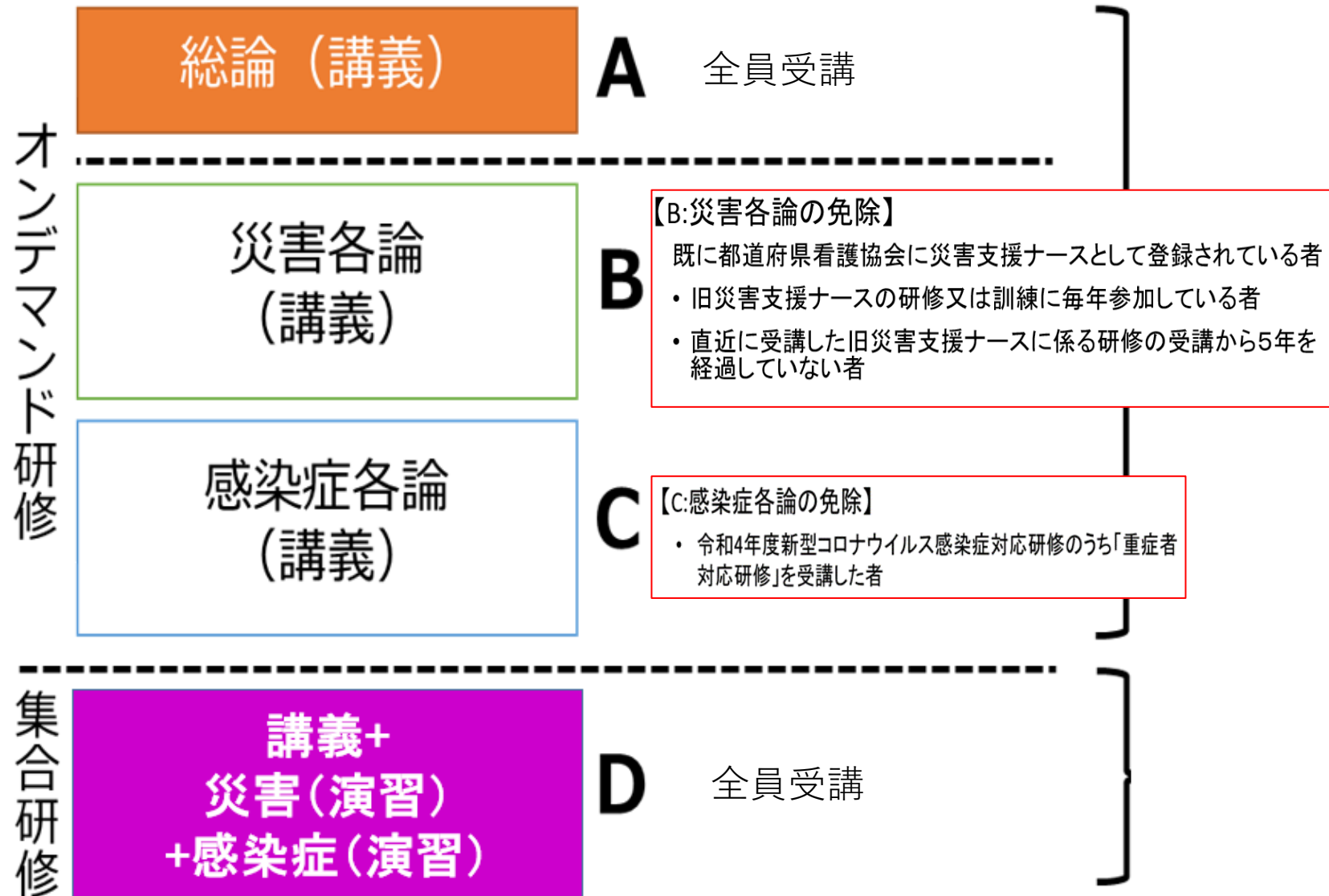
【3】応援派遣調整

- 都道府県が災害・新興感染症発生時に看護職員の応援派遣調整を実施する
- ※都道府県は、都道府県看護協会等に応援派遣調整の実務を委託できる
- 県内調整で対応できない場合には、都道府県が厚生労働省に対して全国派遣調整を要請する
- ※国（厚生労働省）は、日本看護協会に応援派遣調整の実務を委託できる。その際、円滑な応援派遣調整のため、医療関係の職能団体・病院団体によって構成される調整会議を開催する
- 災害支援ナースの応援派遣は、すべて在籍出向で行う。潜在看護職は、都道府県行政もしくは都道府県看護協会が雇用して応援派遣する
- 医療機関に勤務していない災害支援ナースの応援派遣は、地域の実情に応じて、都道府県ごとに判断される。都道府県は医療機関以外との間で協定を締結することができる

災害・感染症医療業務従事者と災害支援ナースの位置づけ



研修の構成



研修目的

- 1.災害・感染症等に関する基礎知識・技術を習得する
- 2.応援派遣の概要を理解し、研修修了者として実際の派遣時に対応できる技能を習得する

【災害】

- 1.看護職として必要な災害医療と看護の基礎知識を習得する。
- 2.災害時の看護職の役割と活動の実際を理解する。
- 3.看護職として、被災地や被災者に対して有効に機能できる技能を習得する。
- 4.災害時に看護職として他者と協働でき、自律した活動ができる知識を習得する。

【感染症】

- 1.新型コロナなど新興感染症に関する基礎的知識を習得する。
- 2.新型コロナなど新興感染症患者に対応できる知識・技術を習得する。
- 3.酸素療法、集中治療管理に関する基本知識を習得する。
- 4.新型コロナなど新興感染症患者の看護に関する基本知識を習得する。

研修プログラム ①

研修目的

1. 災害・感染症等に関する基礎知識・技術を習得する
2. 応援派遣の概要を理解し、研修修了者として実際の派遣時に対応できる技能を習得する



オンデマンド研修(講義) A:【総論】 2時間
災害・感染症に係る応援派遣の対応

集合研修(演習) D:【講義】 1時間
●●県における災害・感染症に係る応援派遣時の
看護支援活動

研修プログラム ②

B:災害各論(オンデマンド研修)

災害医療の基礎知識

災害時に求められる看護支援
活動

災害時の感染対策

災害時の心理的変化とこころ
のケア

災害時の看護職の活動事例

D:災害(集合研修)

派遣決定から出発までの
準備

支援者としての心構え

活動場所の違いによる
活動の特徴(医療機関、
避難所)

CSCA(TTT)

方針に沿った活動

研修プログラム ③

C:感染症各論(オンデマンド研修)

新型コロナなど新興感染症
の基礎知識

新型コロナなど新興感染症患者の
治療と観察ポイント(軽～中等症)

新型コロナなど新興感染症患者の
看護(軽～中等症)①

新型コロナなど新興感染症患者の
集中治療管理(重症)

新型コロナなど新興感染症
患者の看護(重症)

D:感染症(集合研修)

感染拡大・
重症化の予防

安楽な呼吸の保持

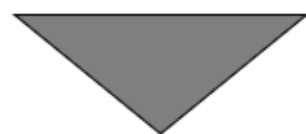
集中治療室内で
集中治療管理

多職種連携による
医療提供

患者・家族へのケア・
看取り

研修対象者と申込み

派遣の仕組み：都道府県知事からの管内の医療機関
に対する派遣要請に基づき県内外に派遣される



対象

災害及び新興感染症の発生時に他の医療機関等に応援派遣されて、災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に従事することを目指す者。

（勤務している医療機関において、他の医療機関等に応援派遣されることを予定されている者を優先的に研修対象とする）

申込

原則、施設単位での申込

- ・各医療機関：看護管理者を代表者とする
- ・医療機関以外：部門長等

※所属施設がない場合のみ個人単位で申込み

2023年度静岡県看護協会養成研修について

<対象者>

- ・ 2023年度災害支援ナース登録者（2023.4.1～4.30申込者）
- ・ 免除対象者となる、2020～2022年度DVD研修（2日間）及び災害支援ナース育成研修（2日間）を受講している方はオンデマンド研修の災害各論（B）のみ受講を免除する

<新たな研修日程>

開催団体	研 修 名		日 程		開催場所
日本看護協会 ※オンデマンド研修 （4日間）	A	総論（講義）2時間	※2023年7月18日(火)～10月31日(火)の間に 自で受講する		各
	B	災害各論（講義）			
	C	感染症各論（講義）			
静岡県看護協会 ※集合研修（2日間）	D	講義＋災害演習	1回目	2023/11/28(火)	看護協会
		講義＋災害演習	2回目	2023/12/18(月)	看護協会
		感染症演習	1回目	※ 候補日1/21(日) 1/27(土) 1/28(日)の内のいずれかを予定	看護協会
		感染症演習	2回目		看護協会

※A・B・C研修修了者のみ、D研修受講可能です。

<申し込み>

- ・ オンデマンド研修の申込は、5月23日から開始（別紙参照）

<2023年度災害支援ナースの登録管理・派遣調整について>

- ・ 県からの要請が決定するまでは、従来通り静岡県看護協会が行う

<その他>

- ・ 2023年度の災害発生時の対応については、現行の仕組みのもと災害支援ナースの派遣を行う

今後も、災害支援ナース養成につきまして
ご協力をお願い致します(^^♪

看護協会は、改正医療法がスタートする2024年4月までに、新たな災害支援ナースの仕組みへの移行完了を目指しています。多くの看護職に災害支援ナース養成研修を受講いただくよう、また県との協定の締結にもご協力をお願いします。